

愛知の水産関連年表（その 8：昭和 36 年から昭和 40 年まで）

西暦	和暦	月日	事 項
1961	S36	1/10	昭和 35 年度水産業改良普及研究発表大会開催（於名古屋市、水産会館）
			第 1 次沿岸漁業構造改善事業の第一の柱に「漁船漁業（特に小型底びき網）のノリ養殖への兼業化、転業」をうたう
		3/31	初代漁業調査船「多幸丸」竣工（19 トン、木船）
		3/31	武豊漁協（知多郡武豊町金下）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/1	構造改善地区に水産業改良普及員を設置（所属は水産課、単独現地駐在制、4 名体制でスタート、S39 には 12 名体制、S40 に知多・西三河・東三河事務所に水産課が設置されたのに伴い事務所へ配置）
		4/28	第 8 回愛知県のみ研究発表大会（於豊橋市、豊橋市公会堂）
		12/27	上野町漁協（知多郡上野町荒尾、現東海市）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結（変更?）
			ノリ養殖で、この頃から数年間、ヘリコプターや施肥船で大掛りな集団施肥を実施
			ノリ養殖経営体数は 8,305 経営体（愛知県水産要覧 1965、漁業の動き S38）or 11,431 経営体（愛知県水産年表 S52）
1962	S37		伊勢湾における「まめ板網合法化」運動が開始
		1/13	昭和 36 年度水産業改良普及研究発表大会開催（於名古屋市、水産会館）
		2/14	横須賀漁協が解散
		2/	第 2 代漁業取締船「へいわ」（19 トン、木船）進水（「平和丸」（S27）が初代）
		3/12	美浜漁協（知多郡美浜町河和）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		3/14	武豊漁協が解散
		4/	第 1 次沿岸漁業構造改善事業開始（実績：S37～40、愛知県、常滑市、半田市、西尾市、蒲郡市、豊橋市、美浜町、南知多町、一色町、吉良町、幡豆町、御津町、田原町、渥美町、赤羽根町で 131 件、775 百万円）
		4/26	第 9 回愛知県のみ研究発表大会（於名古屋市、名古屋市町村会館）
		5/1	福江漁港の管理者が渥美町から愛知県に変更
		5/1	知柄漁港の管理者が西浦町から愛知県に変更
		5/1	西幡豆漁港の管理者が幡豆町から愛知県に変更
		5/1	師崎漁港の管理者が南知多町から愛知県に変更
		5/5	富貴漁協（知多郡武豊町富貴）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		5/10	幡豆養鰻、幡豆地中養殖漁協が合併し、西三河養殖漁協（幡豆郡一色町、現西尾市）が設立（認可 4/20）（H4/5/10、一色うなぎ漁協に名称変更）
		8/9	第 7 期愛知海区漁業調整委員会委員就任（任期は S39/8/7 まで）
		10/10	八幡浜漁協（知多郡知多町八幡字小根、現知多市）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	知多町平井漁協（知多郡知多町八幡字細見、現知多市）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	新知漁協（知多郡知多町新知、現知多市）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	旭漁協（知多郡知多町日長、現知多市）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	笠寺漁協（名古屋市南区源兵衛町 165）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結

	10/10	熱田漁協（名古屋市熱田区木の免町1）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
	10/10	港漁協（名古屋市港区中川本町7-1）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
	10/10	下之一色漁協（名古屋市中川区下之一色町南の切）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
	10/10	南陽漁協（名古屋市港区南陽町福田）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
	10/10	蟹江漁協（海部郡蟹江町西福田）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
	10/10	十四山漁協（海部郡十四山村子宝新田、現弥富市）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
	10/10	飛島漁協（海部郡飛島村飛島新田）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
	10/10	鍋田漁協（海部郡弥富町稲吉、現弥富市）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		豊浜漁協が中州漁協を吸収合併（10/29 認可）
		水産試験場、浅海開発用アングルドーザー3台（三菱 BB6 型×2、小松 D50 型×1）処分、ブルドーザー1台（日本特殊鋼 NTK6 型）処分、ドーザー積載船「第3 なぎさ丸」売却
		本県の中型底びき網漁業の2そう曳漁法がなくなる
		「漁業法」の大幅改正により、大臣許可の指定漁業制度の創設、中型機船底びき網漁業が「沖合底びき網漁業」に変更
		水産試験場が、食品工業試験場の協力を得て、「ノリ種網冷蔵試験」に着手
		竹島漁協（蒲郡市（府相・小江）、現蒲郡漁協）で、ノリ養殖開始（H13 まで続く）
		ノリ養殖経営体数は8,670 経営体（愛知県水産要覧 1965、漁業の動き S39）or11,414 経営体（愛知県水産年表 S52）
1963	S38	1/18 昭和 37 年度水産業改良普及研究発表大会開催（於名古屋市、水産会館）
		2/26～27 第 1 回乾海苔品評会（於名古屋市、水産会館）
		3/30 第 3 次漁港整備長期計画国会承認（S38～S45、遠洋・沖合・沿岸漁業の根拠地整備）
		4/ 第 3 次漁港整備事業開始（実績：S38～43、修築 6 漁港（赤羽根、三谷、豊浜、一色、篠島、苅屋）、改修 9 漁港（形原、福江、知柄、西幡豆、佐久島、大井、日間賀、師崎、宮崎）、局部改良 8 漁港（形原、豊浜、知柄、西幡豆、大浜、日間賀、師崎、鬼崎）、1,739 百万円）（他に関連道で、186 百万円）
		4/ 「水産試験場本場」が蒲郡市三谷町若宮に移転
		4/ 「水産試験場尾張分場」が知多郡南知多町豊浜に移転
		4/19 省令で「小型機船底びき網漁業は、隻数のみ最高限度を定め、本県は 570 隻（うち 10 トン以上 183 隻）」と枠づけ
		4/26 愛知県のり研究発表 10 周年記念大会（於豊橋市、豊橋市公会堂）
		4/ 県は帆打瀬網の近代化と経営の合理化を図るため、手繰第 2 種漁業へ移行させるべく「手繰第 2 種漁業の許可枠の増枠」を水産庁に陳情
		5/2 鳳来湖漁協（南設楽郡鳳来町、現新城市）が設立（H8：宇連川漁協へ吸収）
		6/1 東三河 15 漁協、「三河港造成反対期成同盟」結成式
		6/10 東海養魚漁業生産組合（豊田市渡刈町、魚類養殖）が設立（H11：解散）
		7/1 成岩漁協（半田市南家下）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		7/1 半田漁協（半田市堀越）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結

7/1	乙川漁協（半田市乙川）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結	
7/1	亀崎漁協（半田市亀崎）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結	
7/1	東浦漁協（知多郡東浦町藤江）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結	
7/18	富貴漁協が解散	
8/	「沿岸漁業等振興法」が公布	
8/1	刈谷漁協（刈谷市大字刈谷市原）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結	
8/1	高浜漁協（碧海郡高浜町高浜）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結	
8/1	新川漁協（碧南市字川尻）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結	
11/1	第3次漁業センサス実施	
11/25	刈谷漁協が解散	
12/20	三河港、重要港湾に指定	
	この頃、ワカメ養殖が本格化	
	幡豆郡一色町で、「養鰻専用水道」による養鰻池への給水が開始	
	この年の漁業経営体数は11,053経営体（操業30日未満・漁船非使用除く、漁業の動き）でピーク、以降減少に転ずる	
	県は「愛知地域沿岸漁業構造改善計画」（第1次沿構）を策定し、「漁船漁業からノリ養殖へ」の誘導計画を盛り込む	
	ノリ養殖経営体数は10,029経営体（愛知県水産要覧1965）or10,937経営体（愛知県水産年表S52）	
1964	S39	県は「小型機船底びき網の基本対策」を樹立、まんが漁法撲滅、他県沖侵犯漁船の撲滅、違反者に対する処分の強化、底びき網漁業の転換推進等
	1/8	寒狭川中部漁協（南設楽郡鳳来町、現新城市）が設立
	2/15～16	第2回乾海苔品評会（於名古屋市、水産会館）
	2/29	蟹江漁協が解散
	3/31	知多町平井漁協が解散
	3/31	大浜漁協、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結（第1次）
	3/31	前浜漁協（碧南市字前浜新田）、土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結（第1次）
	4/1	水産試験場、内水面増殖指導所を「内水面分場」と改称
	4/1	「企業庁」開庁
	4/10	第4代漁業調査船「海幸丸」（99トン、網船）竣工（進水3/12）
	4/23	昭和38年度（第11回）愛知の水産研究発表大会開催（於豊橋市、豊橋市公会堂）（水産業改良普及研究発表大会と愛知県のり研究発表大会を統合）
	5/	水産試験場内水面分場「鳳来養魚場」が南設楽郡鳳来町（現新城市）に設置
	5/16	内海漁協（知多郡南知多町）が設立
	5/28	半田漁協が解散
	6/22	成岩漁協が解散
	6/26	愛知・三重連合海区漁業調整委員会、「伊勢湾におけるまめ板漁法」の区域・期間・制限馬力の緩和（20馬力→35馬力）で意見が一致
	6/30	蒲郡無線漁協（蒲郡市）が設立
	7/	「漁業災害補償法」が公布
	7/17	飛島漁協が解散
	7/22	港漁協が解散
	8/8	第8期愛知海区漁業調整委員会委員就任（任期はS43/8/7まで）
	8/24	府相小江漁協、企業庁と三河港の漁業補償協定締結
	10/11	幡豆第一無線漁協（幡豆郡一色町、現西尾市）が設立

		10/15	県漁連、のり共販十周年記念式開催（於名古屋市、名古屋観光ホテル） （記念誌「海苔共販十年のあゆみ」を頒布）
		10/29	笠寺・上野町漁協が解散
		11/1	愛知県漁業共済組合が創設
		11/4	上川漁業生産組合（瀬戸市上半田川町、マス養殖）が設立
		11/5	「伊勢湾におけるまめ板漁法」が省令（農林省告示第1248号）で合法化
		11/5	「愛知県漁業調整規則」を一部改正し、馬力最高限度を35馬力、L字型開口板の使用の禁止
		11/8	三河湖漁協（東加茂郡下山村羽布、現豊田市）が設立
		12/1	第7期愛知県内水面漁場管理委員会委員就任（任期はS43/11/30まで）
		12/23	十四山漁協が解散
		12/25	愛知県天竜水域漁業協同組合連合会が解散
			「しらす・いかなご船曳網連合会」設立
			水産試験場尾張分場に隣接し、「水産種苗センター」を新設、海産種苗生産供給業務を開始
			水産試験場、「福江養魚場」を廃止
			吉田漁協、アオノリ漁場を浚渫掘削し、クロノリ漁場へ転換
			水産試験場、「ノリ種網の冷凍保蔵技術」を開発
			ノリ養殖経営体数は9,944経営体（愛知県水産要覧1965）or10,210経営体（愛知県水産年表S52）
1965	S40	1/13	熱田漁協が解散
		1/20	愛知・三重連合海区漁業調整委員会、「伊勢湾におけるまめ板漁法」の推進機関種類別の操業区域を決定
		1/21	南陽漁協が解散
		1/28	愛知・静岡連合海区漁業調整委員会を開催、入会操業協定を更新（S28/11/6の締結後、6回目の更新）
		2/3～4	第3回乾海苔品評会（於名古屋市、水産会館） （40年度ノリ漁期が凶作で以後中断）
		2/9	五並（豊橋市小島町南島）・高豊漁協（豊橋市伊古部町多岸田）が合併し、豊橋市外海漁協（豊橋市伊古部町）を設立（S39/12/24認可）
		3/29	塩津蒲郡漁協（蒲郡市竹谷町西浜）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/1	県知多・西三河・東三河事務所に「水産課」を設置 水産業改良普及員を県事務所水産課に配置（15名体制）
		4/2	富山村漁協が解散
		4/6	新川・高浜漁協が解散
		4/21	昭和39年度（第12回）愛知の水産研究発表大会開催（於豊橋市、豊橋市公会堂）
		4/27	碧海養鰻漁協（高浜市）が設立
		4/28	寺津平坂漁協（西尾市寺津町寺津）、企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/28	栄生漁協（幡豆郡一色町治明）、企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/28	味沢漁協（幡豆郡一色町中外沢）、企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/28	一色漁協（幡豆郡一色町一色）、企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/28	衣崎漁協（幡豆郡一色町松木島）、企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/28	大井漁協、企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		5/21	乙川漁協が解散
		5/28	新知漁協が解散
		7/12	大野漁協（常滑市大野町ハタゴ）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		7/12	鬼崎漁協（常滑市蒲池町）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結

7/12	常滑漁協（常滑市保示）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
7/12	三重県7漁協、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
7/	中小漁業振興対策樹立のため、10トン以上の小型底びき網漁業の「経営実態調査」が開始
8/16	富山村天竜漁協が解散
9/	「愛知県漁業調整規則」を一部改正し、滑走装置を備えた桁の搭載禁止、手繰第2種漁業で三河湾で距岸1,500m等を除き操業を認可
11/	沖合底びき網船主26名、小型底びき網船主9名、計35名が林式抜口曳網特許侵害で東京地検に訴えられる（損害賠償請求額合計2,450万円）
	この頃、魚粉による「配合飼料」が登場、養鰻業が水車利用と併せ、著しく発展
	水産試験場鳳来養魚場で「ホウライマス（1尾、雄）」発見
	「愛知県まめ板網漁業者組合」設立
	ノリ網過密化が一因で、ノリ養殖の大凶作
	ノリ養殖経営体数は9,318経営体（愛知県水産年表S52）

時の話題（その 8：昭和 36 年から昭和 40 年まで）

○底びき網からノリ養殖へ

昭和 37 年（1962 年）、国の所得倍増計画の一環として、「第 1 次沿岸漁業構造改善事業」5 ヶ年事業がスタートした。この事業の本県における第一の柱は、「漁船漁業、特に小型底びき網のノリ養殖への兼業化、転業」である。

実績は、期間が 37 年～40 年（1962 年～'65 年）の 4 ヶ年、沿海 5 市、9 町で、事業件数 131 件、総事業費 775 百万円であった。主な事業内容は、荷さばき施設、ノリ漁場施設、人工採苗施設等のノリ養殖関連施設整備の他、築いそ、並型魚礁等の漁場整備であった。

○水産業改良普及事業

前項「底びき網からノリ養殖へ」の指導を担ったのが、水産業専門技術員と水産業改良普及員の水産業改良普及職員である。

水産業改良普及事業は、昭和 28 年（1953 年）、水産試験場に水産業専門技術員 3 名を設置して発足した。同年に県漁連が設置した愛知海苔協議会と連携して、ノリ講習会の開催、潮位観測（採苗成績を左右する基準水位を決定）、ノリ養殖通報の配布等が行われたが、これらの取組は、現在も続けられており、その先見の明に敬服する。水産業専門技術員は、30～40 年代には概ね 6 名体制であった。

水産業改良普及員は、36 年（1961 年）、4 名を構造改善地区に単独現地駐在配置（県水産課所属）したのを皮切りに、以後順次配置を進め、40 年（1965 年）に知多・西三河・東三河の 3 県事務所に「水産課」が設置されたのに伴い、県事務所所属、15 名体制となった。

なお、水産業改良普及事業は、国と県の共同事業と位置付けられていたので、人件費を含む運営費は、国費・県費 1/2 ずつの負担割合で実施されていた（この補助金制度は、S58 に交付金制度に移行するまで続いた）。

○ノリ養殖

この時期（昭和 36 年～40 年）のノリ養殖に関する特記事項は、ノリ漁場の整備、水産試験場による「冷蔵網」の開発、ノリ漁場の施肥である。

〈ノリ漁場の整備〉

県直営によるブルドーザーを用いた削土、作濎、掘削、耕耘などの漁場整備は、昭和 27 年（1952 年）に開始され 33 年（1958 年）で終了した。

その後、37 年（1962 年）、常滑市地先において、沿岸漁業構造改善事業により漁業団体が事業実施主体となって、ノリ漁場の保護を目的とする防波導流柵が設置され、同様の施設が知多郡美浜町野間地先、渥美郡渥美町（現田原市）福江湾沖に設置された。

また、岩場等において竹支柱に換わる鋼管柵の設置が、常滑市鬼崎地先、知多郡南知多町豊浜・大井地先で行われ、ノリ漁場の開発が進められた。

〈冷蔵網の開発〉

昭和 35 年（1960 年）には、県内で人工採苗が普及し、ノリ生産の安定、種網の自給、ノリ品種の選択が可能となったが、一方、過密養殖によって赤腐れ病等の病害が多発した。

潮間帯で生育するノリは、干出に強く、ある程度の乾燥に耐えて生存することができる。水産試験場 K 技師等がこの性質を応用して、39 年（1964 年）、ノリ種網の冷凍冷蔵技術を開発したところ、急速に普及した。

病害の発生によって種網を駄目にしても、この「冷蔵網」を使えば、再びノリ養殖ができるため、ノリ生産は劇的に安定・向上した。

「冷蔵網」の普及に当たった当時の水産業改良普及員の話を聞くと、漁協の冷凍庫の入口に陣取り、ノリ漁家が持ち込む種網に触って、乾燥具合を確認したそうである。

なお、ノリ種網の冷凍冷蔵技術という意味から「冷蔵網」と命名したが、他県では全ノリ漁連も含め「冷凍網」という名称を使っており、悔しい限りである。

〈ノリ漁場の施肥〉

栄養塩が豊富な河口域で開始されたノリ養殖は、技術革新によって、河口から離れた漁場でも行われるようになり、渇水の年などは色落ちし、その対策として古くから施肥が行われた（水産試験場では大正4年に試験実施の記録有り）。

浮流し養殖の開発により沖合漁場が増え、色落ちする漁場が続出したため、昭和37年（1962年）から2ヶ年、農林水産協会の補助で、ヘリコプターによる施肥を各地で行い、効果を上げた。また、沿岸漁業構造改善事業により、37年（1962年）から施肥船の導入（県内で計8隻）も行われた。

45年（1970年）以降は下火となり、現在では、全く行われていない。

〈乾海苔品評会〉

本県ノリ養殖漁業者の生産及び技術改善意欲を増進し、水産業の発展とノリ製品の品質向上並びに販路の拡張を図るため、昭和38年（1963年）2月、第1回愛知県乾海苔品評会が開催された。以降、第3回までは毎年開催されたが、40年（1965年）漁期の凶作で、開催がしばらく中断された。第4回が復活したのは、45年（1970年）3月のことで、農業祭（現在の農林水産祭）参加行事として開催されたので、農林大臣賞も授与されるようになった。

なお、第4回で農林大臣賞を受賞した野間漁協のM氏（故人）は、その年の農業祭で名誉ある「天皇杯」を受賞し、「愛知海苔」の名声を全国に高めた。これには後日談があり、平成8年（1996年）頃、M氏は農林水産部初の天皇杯受賞者追跡調査の対象者となった。調査の結果、M氏の養殖技術が息子さんに上手く伝わらなかったのか、息子さんの代でノリ養殖業を廃業されていた。残念。

〈研究発表大会〉

本県の研究発表大会は、水産業改良普及研究発表大会と愛知県のり研究発表大会の2本立てとなっており、内容も重複していることから、両者を統合する機運があった。昭和38年（1963年）の愛知県のり研究発表大会が10周年記念大会として開催され、一区切りついたことから、39年（1964年）から両者を統合し、県及び県漁連の主催による「愛知の水産研究発表大会」として開催される運びとなった。

統合後初の大会（愛知県のり研究発表大会の開催回数を継承して第11回とされた）には、地区大会を勝ち抜いた16題が発表された（東三大会：18題発表、うち7題県大会出場、知多大会：6題発表、うち4題県大会出場、西三大会：9題発表、うち5題県大会出場）。当時の漁村研究グループの高い研究意欲に、敬服。

○絹姫サーモンの雌親・ホウライマスの発見

昭和39年（1964年）5月、南設楽郡鳳来町四谷（現新城市）に、水産試験場内水面分場鳳来養魚場が設置された。

この鳳来養魚場において、翌40年（1965年）、ニジマス特有の黒斑とパーマークを持たないニジマス1尾（雄）が偶然発見され、43年（1968年）頃から意識的に種苗生産を行い県内養殖業者に配布してきたところ、いつの間にか「ホウライマス」と呼ばれるようになった。

平成6年（1994年）、鈴木知事（当時）が命名した「絹姫サーモン」は、このホウライマスを雌親とし、アマゴを雄親とする三倍体魚の新品種「ニジアマ」で、現在では奥三河の特産品となっている。

○伊勢湾におけるまめ板網（板びき網）の制度化

昭和27年（1952年）の「小型機船底曳網漁業取締規則」で禁止された網口開口板を使った漁法（まめ板網：板びき網）であるが、伊勢湾では、三重県にも同種の漁業があるものの、主漁場（伊勢湾南部）の関係から三重県湾口部の離島関係漁業者と漁場競合の問題があり、37年（1962年）からまめ板網の制度化に向け、三重県の同種漁業者と歩調を合わせて、三重県側と協議を開始した。

39年（1964年）6月、愛知・三重連合海区漁業調整委員会において操業区域と制限馬力の緩和（20馬力→35馬力）で両県の意見が一致し、同年8月に農林大臣宛に申請、同年11月の農林省告示で、制度化された。なお、制限馬力については、それぞれの県が漁業調整規則で規制することとされた。

制限馬力が35馬力に緩和されたとはいえ、機関の種類には船用と自動車エンジン（三重県側）があり、愛知・三重両県で、制度化された漁場を機関の種類や制限馬力で分割する方向（自動車エンジンと制限馬力35馬力の漁船に操業区域を一部制限する方向）で協議され、40年（1965年）1月の愛知・三重連合海区漁業調整委員会で、操業海域が次のとおり決定された。

自動車エンジンの操業区域は、美浜町野間埼灯台と三重県津市贅埼灯台を結ぶ直線の北側海域。制限馬力 35 馬力の操業区域は、制度化された海域から伊勢湾南部三重県側の一部海域（伊良湖埼灯台と贅埼灯台を結ぶ直線と、南知多町篠島北端と三重県松坂市松坂港灯台を結ぶ直線以南の海域）を除く海域。なお、制限馬力 20 馬力の操業区域は、制度化された海域と同一であった。

○名古屋港関係の漁業補償

名古屋港管理組合の名古屋港整備事業及び運輸省（現国土交通省）の伊勢湾高潮防波堤建設事業に伴い、伊勢湾北部の優良漁場を喪失することとなった。これらの事業の漁業補償については、昭和 35 年（1960 年）8 月の横須賀漁協を皮切りに、上野町、八幡浜、知多町平井、新知、旭、笠寺、熱田、港、下之一色、南陽、蟹江、十四山、飛島、鍋田の各漁協が、37 年（1962 年）10 月までに、名古屋港管理組合と漁業補償協定を締結した。この漁協との漁業補償交渉で水産課が大きな役割を果たしたとのこと。なお、これらの漁協は、後日、全て解散した。

また、大野、鬼崎、常滑の各漁協及び三重県関係漁協は、影響補償として 40 年（1965 年）7 月に名古屋港管理組合と漁業補償協定を締結し、名古屋港関係の漁業補償は一応の決着を見た。

後日となるが（昭和 63 年）、これとは別に、名古屋港管理組合が実施する名古屋港南 5 区造成事業に伴う影響補償（漁場価値の低減）として、常滑市内 4 漁協（大野、鬼崎、常滑、小鈴谷）、漁連知多支部、4 漁業種別団体（まき網、しらす、ぱっち、愛知まめ）が漁業補償協定を名古屋港管理組合と締結している。

○衣浦港関係の漁業補償

昭和 32 年（1957 年）に衣浦港が重要港湾に指定され、衣浦港港湾計画に基づく臨海工業用地造成に関して、36 年（1961 年）3 月の武豊漁協を皮切りに、美浜、富貴、成岩、半田、乙川、亀崎、東浦、刈谷、高浜、新川、大浜、前浜の各漁協が、39 年（1964 年）3 月までに、土木部企業局と漁業補償協定を締結した。美浜及び大浜漁協以外の漁協は後日解散した。

また、寺津平坂、栄生、味沢、一色、衣崎、大井の各漁協が、40 年（1965 年）4 月に企業庁（土木部企業局を基に 39 年（1964 年）4 月に開庁）と漁業補償協定を締結し、衣浦港関係の漁業補償は妥結した。なお、47 年～50 年（1972～'75 年）には第 2 次、58 年～59 年（1983～'84 年）には 14 号地関係の漁業補償が関係漁協になされた。

○三河港関係の漁業補償

昭和 39 年（1964 年）に三河港が重要港湾に指定され、蒲郡市から田原町（現田原市）にかけての港湾整備と臨海工業用地造成に伴う漁業補償妥結第 1 号として、同年 8 月、府相小江漁協と企業庁が協定締結した。続いて、翌 40 年（1965 年）3 月に塩津漁協も協定締結した。なお、最後の漁業補償協定の締結は、52 年（1977 年）11 月の大塚漁協であり、名古屋港関係や衣浦港関係の漁業補償と比べて、長期間にわたっている。